

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	南山田 地区 (信末、是安、野田、金戸、国広、千福、野口、塔尾、 上見、上原、西原、南原、京塚、大窪、細木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は南北に長く、北部の平野部から南部で傾斜のある中山間部までが含まれている。平野部では、集落営農が法人化され、農地も概ね30a区画に整備されているが、南部では特に傾斜地が多いことや、人口が少ないことから後継者や労働力の確保と、獣害や草刈り等の管理も含めて課題となっており、畑が多い分、耕作放棄地が目立ってきている。

集落によっては、耕作者等の高齢化及び後継者不足により、個人経営者が継続出来ない事例が増加している。営農組織も労働力不足により集積出来ない状態にもある。そのため、耕作放棄地が今後も増加することが確実視されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

持続的に農地の利用を図るために、スマート農業による省力化・効率化を進めつつ、地域の活性化を進めるため、新規就農者等を確保・育成する必要もある。一方で、遊休農地の対処方法として粗放的管理の検討も必要である。

現段階では営農組織が中心となり、農地を利用していく仕組みの構築を検討し、更に、今後発生する管理者不在の農地を集約するとともに、主要作物である米、麦、大豆に加え、地域で取り組める新たな作物(別品種等:特別栽培米、ブランド化を目指す酒米等)の栽培方法等も検討していく必要がある。

また一部では、現在の営農組織の単位を超えた広範囲の営農法人化により、更なる効率化利用を図る検討も必要と思われる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	547.47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	547.47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	地域内の農業を担う者への経営農地の更なる集約化を目指し、隣接する地区の所有者の意向も確認しつつ、原則として、農地中間管理機構を通じて貸し付けていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	農業の担い手が諸事情により営農の継続が困難となった場合には、地域計画の見直しを行い、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し付けができるよう、機構を通じて進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針	是安・千福集落においては、農地の大区画化・汎用化等のため、基盤整備事業を計画しており、千福では令和16年度までの実施予定としている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	行政機関や農協と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
 地域内での防除作業等、農作業の効率化を図れる場合は、農業協同組合等への委託による省力化の検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう、防護柵を耐久型へ更新することにより、据付・撤去作業の省力化を図りつつ、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②担い手(有機農業)と営農組織の合併を検討する。主力水稻は、減農薬、減肥料から無農薬、無肥料への取組を進める。地域特産物の水稻を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、千福地区において管理協定の締結を進める。

③生産効率をあげるため大型農機やドローン、パイプライン、ICT等の導入により作業の効率化、圃場管理作業(水管理、除草等)の省力化を検討し、合わせて区画拡大の検討も行う。

⑦農地の保全管理を推進し、耕作放棄地を出さないよう啓発活動を行う。